児童通所サービスを御利用のみなさま

令 和 4 年 4 月
京　　都　　市

令和４年７月利用分から利用者負担上限月額が変わります

～変更となる方には令和４年６月中に受給者証を郵送します～

平素は，本市の児童福祉行政について，御理解，御協力をいただきありがとうございます。

児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童通所サービスを利用したときの利用者負担上限月額については，本市独自に軽減を実施しているところですが，児童通所サービスを持続可能な制度とするため，令和４年７月１日以降の利用分より以下のとおり見直しますので，お知らせいたします。

利用者負担上限月額が変更となる方に対し，令和４年７月１日以降に使用する新しい受給者証(※)を，令和４年６月中に郵送します。

(※) 利用者負担上限月額の変更がない方（現在の上限月額が０円で，新たな上限月額も０円の方など）については，変更箇所がないため送付いたしませんので，あらかじめ御了承ください。

未就学児の利用者負担上限月額（就学児については裏面を御参照ください）

◎見直しの内容

・京都市独自に予算を投じ，国が定める利用者負担上限月額の１／６まで軽減します。
・早期療育を促す観点から，所得割額 28 万円未満の世帯において，「現在の市利用者負担上限月額」よりも，さらに引き下げを行います。
・見直し後も，他の政令指定都市や府下市町村に比べ，大幅な軽減を維持します。
・利用日数による利用者負担上限月額区分を廃止し，市民税所得割額のみで上限月額を判定します。

◎対象となるサービス

児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援（未就学児），保育所等訪問支援（未就学児）

市民税所得割額による区分	現在の 市利用者負担上限月額	見直し後の 市利用者負担上限月額 **（新たな上限月額）**	（参考） 国が定める利用者負担上限月額
生活保護・市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円
所得割額 3.3 万円未満世帯	300 円，700 円	300 円	4,600 円
所得割額 3.3 万～28 万円未満世帯	900 円，1,100 円，2,300 円	700 円	
所得割額 28 万～39 万円未満世帯	2,400 円，3,000 円，6,000 円	6,200 円	37,200 円
所得割額 39 万円以上世帯	3,100 円，3,800 円，7,700 円		

（参考）所得割額 28 万円以上→収入が概ね 890 万円以上

1/6 まで軽減

◎適用日

令和４年７月１日以降のサービス利用分から，**新たな上限月額**を適用します。

（裏面につづく）

就学児の利用者負担上限月額

◎見直しの内容

・京都市独自に予算を投じ，国が定める利用者負担上限月額の１／２まで軽減します。

・見直し後も，他の政令指定都市や府下市町村に比べ，大幅な軽減を維持します。

・利用日数による利用者負担上限月額区分を廃止し，市民税所得割額のみで上限月額を判定します。

◎対象となるサービス

放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援（就学児），保育所等訪問支援（就学児）

市民税所得割額による区分	現在の 市利用者負担上限月額	見直し後の 市利用者負担上限月額 **（新たな上限月額）**	（参考） 国が定める利用者負担上限月額
生活保護・市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円
所得割額 3.3 万円未満世帯	300 円，700 円	2,300 円	4,600 円
所得割額 3.3 万～28 万円未満世帯	900 円，1,100 円，2,300 円		
所得割額 28 万～39 万円未満世帯	2,400 円，3,000 円，6,000 円	18,600 円	37,200 円
所得割額 39 万円以上世帯	3,100 円，3,800 円，7,700 円		

（参考）所得割額 28 万円以上→収入が概ね 890 万円以上

1/2 まで軽減

◎適用日

令和４年７月１日以降のサービス利用分から，**新たな上限月額**を適用します。

利用者負担とは

原則として，サービスの提供に要した費用（公費）の１割を利用者が負担します。ただし，負担が重くなりすぎないように，月ごとに上限額を設けています。（利用者負担上限月額）

サービス利用に係る利用者負担としては，利用者負担上限月額以上の負担は発生しません。（ただし，おやつ代や事業所での企画参加費用など，自己負担相当分費用が別途発生することがあります。）

例１：上限月額 2,300 円の方が，放課後等デイサービスを月に 10 日間利用した場合

（考え方）　約 10,000 円（※）（放デイを１日利用した場合にかかる公費）×10 日×1 割＝10,000 円
上限月額 2,300 円より１割相当額（10,000 円）の方が大きいので，その月の利用者負担は 2,300 円

例２：上限月額 18,600 円の方が，放課後等デイサービスを月に 10 日間利用した場合

（考え方）　約 10,000 円（※）（放デイを１日利用した場合にかかる公費）×10 日×1 割＝10,000 円
上限月額 18,600 円より１割相当額（10,000 円）の方が小さいので，その月の利用者負担は
10,000 円となり，必ずしも 18,600 円の負担が発生するわけではありません。

（※）事業所の形態や，児童ごとの加算取得状況によって異なります。

（問い合わせ先）

○京都市子ども家庭支援課（制度に関すること）

０７５－７４６－７６２５

○児童福祉センター発達相談所（受給者証に関すること）

０７５－８０１－９１８２（南区，伏見区以外にお住まいの方）

０７５－６１２－２７００（南区，伏見区にお住まいの方）